

昭和三十三年二月十二日（水）



人口問題審議會第九回第一部會議事速記錄

於九段會館

一 開会 午後〇時四十五分

一 議事 部会長及少部会長代理の互選について

替在失業対策に関する件

一 閉会 午後二時三十分

出席者 (五十音順)

会長 永井 亨

委員 飯沼 一省 大志摩 孫四郎

賀川 豊彦 工藤 昭四郎

沢田 節藏 滝田 実

寺尾 琢磨 田辺 繁雄

藤林 敬三 堀田 健男

村瀬 直養 諸井 貫一

専門委員

幹事

北岡 寿逸  
館 本多 龍雄  
黒木 利克

吉田 信邦(代)  
磯野 太郎(代)

島 静一(代)  
佐竹 浩(代)

加藤 信太郎(代)  
橋本 寿三男(代)

立川 宗保(代)  
中野 正一(代)

有馬 元治(代)

午後零時四十五分開議

○永井会長 それでは人口問題審議会第一部会を開会いたします。

初めに部会長及び部会長代理の互選を行います。

○沢田委員 僭越ですが、私から一つ発言をさせていただきます。藤林さんに部会長

を、それから寺尾さんに部会長代理をお願いいたしたいと存じます。(拍手)

○永井会長 それでは藤林委員を部会長に寺尾委員を部会長代理にお願いすることと

いたします。藤林さん、どうぞ……

○藤林委員 第一部会の部会長に御推挙を願いましたが、もとより私よりも先輩の方

方も多数おられますし、またこの会の部会の委員といたしましても、私はいろ

いろな用事のためとにかく定時出席をし得ないような事情もございまして、不

適任ではございますが、せつかくの御推挙をございしますので、お引き受けをせ

ざるを得ないと思えます。永井会長のお手傳いあるいは部会はどうせ全体の下

請的な仕事をすることになろうかと思えます。せつかく新しい会長もおさまり

のことでございますので、できるだけこの部会としてまた私個人といたしまし  
ても、永井さんのお手伝いしたいという気持ちだけは十分に持つておりますの  
で、この際そのことを申し上げまして、部会の委員の各位の御鞭撻をお願いい  
たしたいと思えます。入口問題の専門家でもございませぬけれども、ついでに  
この際御了解を願いたいと思えます。何分よろしくお願いいたします。(拍手)

それからちよつとごあいさつ申し上げますが、今申しましたように、実は私  
本日午前中から別な用事がございまして、午後には、永井会長のたつての、どうし  
ても出席しろという御命令でございまして、午前中の用事を差し繰りまして出  
て参りましたのでありますが、午後は社会保障制度審議会の国民年金の特別委  
員会を耐いておりますので、それが午後一時からでございまして、私がこちらの  
方の特別委員長でございまして、今、案がようやく固まりつつある重大な段  
階でございまして、これもどうも出席をはずすわけにいかないのでございまして、  
その上なお中労委の委員会もございまして、本日は私としてはあちらこちらに

若干ずつ御迷惑をかけて委員会に顔を出さなければなりませんよう事情もございまして、せつかくの新たに発足をいたしました審議会として、かつまた部会として審議事項もある中、部会長の御推挙を受けておりながらこの席を退席せざるを得ないのはまことに申しわけない次第でありますか、この点御了承を願ひまして、あとはまことに恐縮でありますか、寺尾さんにお願ひいたしました、私の退席をお認め願ひたいと思ひます。(拍手)

○寺尾委員　ちよつと私から申し上げますが、ただいま部会長代理と指名されましたけれども、私は実はこの第一部会だけでなく、第二部会及び白書の特別委員会にも参加しております、ことに人口問題研究会の中の第二部会をお引き受けしておるようなわけでございます、どうも第一部会の部会長代理としては、はなはだ不適当ではないか。私の今までやつておりましたことからいいますも、主として第二部会的な仕事をやつておりましたので、できればほかの方を代理にお送り願えればありがたいと思ひます。ことにもう一つ、

藤林君と私と

は学校の同僚でございまして、その点でも、何だかいかにも同じ学校に先寄つてしまふというのむいかがかと思われまふので、もう一ぺん一つ代理の方を御人送願えればけつこうだと思ひます。いかがでございましょうか。どうかお願ひいたします。

○永井会長　そうおっしゃいますか、あなたが辞退するとなりますと、またほかにも辞退するという方が出てくるので、この老人も一応お引き受けしましたから、それに免じて、一つまげて御承認願ひたいと思ひます。

○沢田委員　私も一つ異議を申し上げさせていただきたいと思ひます。寺尾さんの御趣旨はよくわかりますが、まあ一つ……。

○寺尾委員　委員長がいなくなつてしまつて、一体きようどういふことをやるのかも私は全然存じませんし、予定を伺ひますと大へん長い会議のようございませぬので、ちよつと勤まらないかと思ひますが……。

○永井会長　どうぞ、私かわきで何しますから……。

○寺尾委員　それじゃそこに座りますけれども、仕事の方は心もたない次第でございますが、

「寺尾委員、部会長席に着く」

○寺尾部会長代理　先ほどお詠みを願った潜在失業対策に関する決議案につきまして、起草委員長の工藤先生から御報告を願います。

○工藤委員　起草委員長の工藤であります。本日は午前中に首都圏整備委員会でありまして、どうしてもその方に出なければなりませんので、この総会には欠席いたしました。

この案を起草いたしますときに、お前が委員長になつてまとめるようにというお話がございました。私はもともと不適任でございますが、永井先生からどうしてもという御命令でございますので、きょうお休みになつておりますが、稲葉さんが主としておまとめ下さるといふことで、お引き受けしたようなわけでございます。



起草委員会は過去救回用いておりますが、起草委員会の方は、非常に御熱心に御出席下さいまして、活発な御討議の末、お手元に差し上げてございます決議案ができたわけでございます。特にこの決議案の起草に際しましては、稲葉さんがみずから筆をとつていただいて、その点は私ども大いに感謝いたしておるわけでございます。

内容はすでに朗読せられて皆さん十分おわかりだろうと思っておりますが、三部に分れておりまして、「現状の分析」、「対策の方向」及び「対策の内容」となっております。これからこの内容について御審議いただきたいと思っておりますが、中田石井委員がお見えになりました、農業関係について少し訂正していただきたいという御要望があつたので、その点をまず御披露申し上げます。二十ページの一行目「従来の農業政策における経済政策と保護政策的な政策との混交を漸次清算してゆくことを望みたい。」この字句の言い回しにつきまして、「新長期経済計画により国民経済が着実に成長し、非農業部門の人口が増大し、中

小企業の次第に近代化するに依り、農業政策は漸次経済政策としての性格に徹することを望みたい。「こういうふうに変えていただきたいという御意見であります。さらにそのページの六行目の一番下に「認識に徹底してほしい。」となつておりますが、その「ほしい」を廃きまして「これに基いて国民経済全般にわたる政策が実施せられることが必要である。」とつけ加えてもらいたい。さらにそのページの終りから六行目「これを農家として保全するよりも、むしろ別途の方向へ収用する積極的転換方策をうち出すべきである。」これを以下のように改める。「これを農業外に吸収する積極的な転換方策を産業政策全体として打ち出すべきである。」その三カ所を改めてもらいたいという御要求でございます。これもあわせて御審議をいただきたいと思ひます。この案の内容につきましては、御一読いただければ十分おわかりのことと思ひますので別に私からつけ加えて御説明申し上げるほどのこともないだらうと思ひます。何か御質問でもございしましたら、私承知しておりますことをお答えすることにいたします。

まして、なければ政策の方へ移つていただきます。

○寺尾部長代理 ただいまの石井委員御訂正の部分について御意見がありましたら  
お聞かせ願いたいと思います。

○本多専門委員 字句の修正の点でついでに一つ。二十四ページ二行目の最低賃金制  
の説明のところでございますが、「その実施に當つては彼ら——これは労働  
者でございますが、「彼らの意見が十分に反映されるよう制度上の考慮が払われ  
ることが望ましい。」この「制度上」という字句についてです、実は労働省の  
方から最低賃金法案でこの点については「事実上の措置をとる」という字句で  
説明してあったのです。つまり制度上というところまでいかずに、労働者の意  
見が十分に反映されるように事実上の措置を十分に講ずるといふふうになつて  
いるので、もしできるならばそれと平仄を合せてほしいという御希望があつた。  
この審議会では何も今度の法案をそのまま再確認する必要はないわけござ  
いますか、ただそういう御希望が現にございましたので、そういうふうなや

わらかくするかどうかということも御審議願いたいと思つてあります。

○滝田委員　労働者から出た事実上の措置というのは、中央貸金審議会で政府に対する最後の答申案を作るときにその文字は入っていなかったのを、私が主張して入れたという経緯があるのです。労働省はその答申案の字句をそのまま入れようという考え方ですけれども、私どもの言う事実上の措置というのは、ここに書かれておるような制度的なものを要求しておつて事実上の措置というのを入れたわけです。御承知のようにここでも業者間の協定ではだめだという意味を書いておるわけです。審議会に貸金の額を決定するような権限を持たせて、それに法的な拘束力を持つものでなければ最低貸金制度とはいえないのではないかと。業者間協定というのは本来は最低貸金制度ではない、そういう点をここでもうたつておるわけです。今のように事実上の措置というのか制度を意味しないものであるならば、業者間協定は不十分であるといつておること自体がここでくずれてくることになるわけです。組織もない、労働者の発言力もそこに

十分に反映されていない。そういう業者間協定というものは本来の最低賃金制を意味するものでない。ここに一貫している思想からいつても「制度」というのは全体として生きてくるべきであつて、ここの文字の表現によつて、事実上の措置というのがただ運営上の問題として考慮すべきものではない。私はこの経緯に参加しておつた点から、今の労伊省の意見には同意しがたい。今度の国会でどう論議されるかわかりませんが、中央賃金審議会の答申が今度の政府の最低賃金法案の要綱となつて出てきたのですが、答申案がそのまま現在の要綱草案になつていない面が多分にある。それも多分に論争があるところですし、ここでせつかくいことを書かれています。ここの字句の表現によつて本質にもとめようなことは適當でないと思ひます。せつかく全般にわたつていい内容の案を起草していただきました。この内容については異存がないわけですが、最後の方で対策全体をうたう際に説明が多過ぎると私は思ふ。解説的記事ならこれでいいのですが。こういつた「対策の内容」というものについて、「われわれ

は」というようなことは、この「われわれ」とは一体だれをさしているのか。第一部会の人たち、あるいは審議会の委員だけを「われわれ」といつているのか。こういう対策の表現の仕方がいいのかどうか私は多少疑問がある。ノ、エ、という項目も、これを短かく表現して、「産業政策の基本方向」についてはこれこれこうだというふうにと、三行で表わすようにして、あと重要な項目に理由なり何なりをつけていくということにすれば浮か出せると思うのです。平面的に解説的に書かれて、何を言わんとして、どこに重点があるのかわかりにくいのです。できればそういうふうに文章の整理をしていた方がいいが、一般に訴える意味においても、だれが見ても理解しやすいように思います。

○寺尾部会長代理 今滝田さんのおっしゃった面も含めて、先ほどの石井さんの御提案とあわせて審議していただきたいと思ひます。

○沢田委員 議事進行の問題ですが、今全般的な話もありますが、質問とか、あるいはそれに対する意見を今申し上げていいのですか。一般討議というふうな格好でい

いのですか。

○寺尾郡会長代理　まよりの会議はそれが中心です。答申案の討議なんです。それでいいと思います。

○沢田委員　全般的にここにまとめられた起草委員に敬意を表します。工藤さんには御苦労さまと言いたい。いろいろお聞きしたいことがありますか。長ったらしくなりますみら……。最後のページの初めの行に「海外への雇用の道の開拓」と書かれてありますが、これはどういう意味でしょうか。

○工藤委員　これは海外移民とか、技術者を海外に送るとか、あるいは中小企業者を海外に持っていく、そういうものをひっくるめていってあります。

○沢田委員　それならばもう少し表現を直していただきたい。この審議会の同僚委員の方々はみなその道の達人でおありになつて私非常に敬意を表するのですが、どうも海外移住に対する熱意が私から見ると足りないと思います。いつか忘れませんでしたけれども、人口収容力に關する答申を作りましたときにもほとんど私一

人で申し上げておつたのですが、海外移民のことを強調しても、それじゃ人口問題の解決ははかれないというような御意見の持ち主が相当多いように了解したので、今度もそのことは初めの草案には手ぬるい表現しかありませんでしたので、本多さんにいろいろお願いして四行か入水してもらいましたがいやはり少し熱の表現が文字に現われているような気がする。日本人の海外への雇用というのは、ちよつとわかりませんよ。海外移住のことについて今の政府もいろいろやっていることはわかりますけれども、十分効果を上げておられぬことを遺憾に思うのです。教育制度の刷新も職業教育の徹底も大事でありますか、人口収容力のことを考え、かつまた潜在失業者のことを考えますと、これは大きな題目を含んでいると思えます。ただつけたりにさしみのつまにしておくにはあまりに重大な問題だと思ふのです。先だつてこの資料を送つていただいて拝見したときに、やっぱり前と同じような考え方をしておるなということが痛感されました。



それからもう一つ、潜在失業者の解消ということとは入口収容力の問題と非常に関係の深い問題だと思つたのです。われわれの審議会には委員の中にいろいろその首の關係者もおられますが、どれもこれまでのなから見ますと、皆さんが忙しい時間をさして御検討なされて政府に建議したことも二、三あるのですが、ところがそれが建議のしつぱなしで、そのあとどうなつたか。これは家族計画の問題については厚生省の当局から一やん承つたことがありましたが、人口収容力の問題はその後どういふふうになつたのか。あれは非常に広範な問題であつて、山際正道君が委員長でやつてくれたのですが、非常にけっこうなものになつた。けれども、あれの重大な価値は、あれをどれだけ実行するかというところが重大なのです。あそこに羅列してある作文は、悪くいえばきわめて

平凡なものです。だが、それが実行されてないからいつまでも強調していきな  
ればならぬというものです。今度潜在失業者の問題を解決するという問題に考慮  
を及ぼします際に、一昨年だったと思うのですが、人口収容力に関し  
てここで作りました答申を政府に建議した。政府があれを御採用になつて施策  
を進めておられたならば、——それは潜在失業者は残りますけれども、あの大  
きな方策が進められておつたならば、潜在失業者のある者はすでに幾分かの解  
決を見ているべきだと思つたのです。ところが、これは十六日でしたか、人口収  
容力に関する対策を想起してほしいという——想起するだけじゃいけませんよ。  
なぜ実行しないか。あれを実行した上になお潜在失業者の問題が残つておるか  
らう。これをどうせよということなら、審議会の順序、段階に落ちついてくる。

想起するだけでうっちゃらかしておいて、フッちゃらかしてと言つては失礼ですけれども、実行なすらずにおいて何だか末端のことを取り上げておられるように思う。第一は収容力に関する問題について、政府として全部実行なすること、はむずかしいことがあろうと思ひますけれども、御趣旨はくんでいただいで……。

あれほどこまごましているのか。

○寺尾部長代理 沢田先生、ちよつと申し上げますけれども、なるほど海外移住に  
関する表現が弱いというふうな感じを受けますけれども、実は移民の問題は、  
問題が非常に重大だというので特に第二部会の課題になつておりました、こ  
だけをとりに取り上げるといふプランになつております。この審議会のいわば母  
体となつておる人口問題研究会の中の委員会でも、この第二部会の課題、例の

家族計画と移民とそれから賃の問題とがそこに与えられておる。それについても実は救回会を用いたのですけれども、これはあまりにむずかしいものですか  
らまだ成案が出ておらないために、私の方から持ち出すことがまだできないの  
です。私どもとして問題を整理しているのではなく、いわば分業をやらうとい  
うので、そのおつもりでこの問題を特に取り上げられなかつたのではないかと  
思うのです。そのことは起草された稲葉さん自身も御承知のはずなんです。

○沢田委員 わかりました。そのことも知らぬわけではないのですが、それならばそ  
れで「海外への雇用」というのでは観念が一致しますか。海外移住という大き  
な問題を「海外への雇用」ということで聞く人は同じものと思ひましようかぬ。

本多専門委員 今おっしゃる字句でございますけれども、「海外への雇用」という

言葉が出て参りましたわけは、海外移住のほかには短期移民、例の西独への短期移民、ああいうような問題を含めて雇用問題を扱っているものですから、雇用という言葉で表現したつもりなんです。

○沢田委員　ドイツの炭鉱に労働者をやるとか、北米に短期労務者をやる、それから建築技師の問題も出ておりますが、みんな海外移住ですよ、現在は全部そういうものをいうのです。

○本田専門委員　移住といいますが、今までの常識では定着ということを予想するの  
で……農業移民、企業移民もどんどんやりますし、企業で行く移民は十分雇用の問題がたくさん出てきます。

○寺尾部会長代理　移民と雇用と二つのものをここに書いたらいけないのでしょうか。

○大志摩委員　私はきょう初めて実は部会に出席させていただきましたが、あまり専門的な具体的な問題については、この書類もけさ初めて拜見した程度でありますので……ただ私の扱っております海外移住振興会社の立場からは、移住問題については人口問題、こういうことに重大な関係がある問題であります。人口収容力の問題と移住問題、これは非常に重大な関係があります。これを拜見いたしますると、人口収容力の問題について特に潜在失業者のみの問題を取り上げておられるようですが、潜在失業の問題じゃないのです。潜在失業だけの問題でも専門の委員会を削いて考慮しておられると思うのですが、ねらいどころで国内的にしかものを考えていない。日本の移住問題というものは、もう少し国際的視野に立ってものを見なければならぬのじゃないか。今部会長の御説明で、その方面は才二部会において研究されておる。こうなっておりますから、それはそれでけっこうでしょう。けっこうですが、これはやはり国内対策の問題と国外対策の問題と二つに大別できるのではないか。しかし、それじ

や国内対策はどうだ、国外対策はどうだといったところで、関連のある問題です。すから時々相俟って失業対策も完璧なものになる。それだから、今澤田委員が御指摘になったように、ここは蝕れるならば、海外への雇用の道を开拓するといふふうなことはどうも不十分じゃないか。書くならば、海外移住の問題は別個に対策の一項でも書いておかれたならばいいし、今移住を大別すれば、永久定着移住と一時的の雇用と二つある。具体的な実例をあげてもいいのであります。が、たとえばドイツに短期に労働者を出す。これはつまり出かせぎです。それから北米のカリフォルニアへの短期移民、これは千人ほど三年間行って帰ってくるもので繰り返しやられている。これも一種の出かせぎです。確かに雇用なんです。それからもう一つ、ブラジルあたりでコロン移民という種類の移民がある。どういふのかというと、向うの農業経営者、ことにコーヒー園の地主の雇い人で行く。これはずいぶんたくさんある。そして一番初めにブラジルへ行ったのはもう五十年にもなりますが、初めの出發はコロンで、一種の雇用移民

だったのです。それがだんだん独立して移住権を勝ち、今ではりっぱな土地所有権者になって、中地主、大地主になっている。最近私が考えていることは、日本の農業人口重圧をその急迫から救うためには、家族連れを単位とした定着移住をどうしてもやらなければならぬ。移住会社の現在の方針も家族単位の移住をやっておるのです。これもやはり移住なんです。移住という概念の中には短期の出かせぎ、コルノみたいな種類の移住、それから農業の定着移住、それからさつき工藤委員のおっしゃった中小企業の移住という問題も起ってきている。また技術移住、こういういろいろなものを一括に含めてここで書いているととればいいけれども、これでは一昨雇いの出かせぎのような移住の意味にかとれないので、何か不十分じゃないか、そういうふうな問題は別途に考えておるんだとかなんとか書いてあればよろしいが、単に雇用の開拓というふうな程度のことではいかかがか、こういうふうには私は考えます。

○工藤委員　澤田先生からお話があった問題は、実は起草委員会でも、むっと補つ



て書けという意見も出たのですか。これは才ニ部会で扱っておるからそちらの方で御検討願うとして、今大志摩さんからお話のありました点ですが、この表現でやったつわりなんです。別途開拓の措置が要請されるからということでもって特に才ニ部分で取り上げてもらうことになったわけなんです。しかし海外雇用も海外移住で常職的に包括されれば海外移住に直していただいても……。

○大志摩委員 別途に考えておるならば、そういうふうに直していただければわれわれとしても満足です。

○寺尾部会長代理 本多さん、いかかでしょうか。

○本多専門委員 けっこうです。

○工藤委員 澄田委員からおしかりを受けたのですが、いずれ案ができてきて総会に諮りますから、委員の方々という意味で御解釈いただきたいと思えます。それから「対策」が平面的で冗長になっておるといふことは、まことにその通りでござります。大体、案の起草ということがなかなかむずかしいことでして、よ

うやくここまでまとめたのですが、これを書き直すということは骨が折れる  
できれば、内容的にはここに一応蓋られておるといふことでお許し願えたらと  
思っているのです。やはりもう少しすっきりさせろといふことでございませ  
らば……。

○寺尾部会長代理 さつきお話しの上「制度上」という文字はいかがでしょう。

○諸井委員 制度上と申しますと、最低賃金制度の上から考慮するといふことになる  
と思うのです。最低賃金、これは組織されているところの労働者は別として考  
えるのですけれども、私は現在の日本の産業構造の中における賃金、企業の格  
差というものを考えまして、全国一律の最低賃金というものはなかなかむすか  
しいと思うのです。私ども経営者の考え方として、将来最低賃金が全国一律で  
あるといふことは理想として持っていなければならぬわけがあります。現在  
のところ産業の諸条件から申しまして、そういう弱いところに一律の最低賃金  
制をしくことは困難であるといふことで、最低賃金制については審議会の意見

も加味されておったわけですよ。「制度上」を「事業上」に改めたいという滝田さんの御意見でしたが、最低賃金を中央賃金審議会の方でどういふふうを受け取られたか知りませんが、弱いところに最低賃金制をしく場合には、労働者からの十分な意見の反映ということではなくて、もっと根本的に中小企業対策、産業構造対策、そういうったものが必要なんです。そういうったものが十分にそこに反映されるようなものにしてもらいたいということが私どもの考え方にはあったわけですよ。それで中小企業対策、そういうものも含めまして、労働者の言われるように事実上の考慮が払われることが望ましいということにさせていただいた方がいいのではないかと思います。

それなり、その前のページに「単に業者間協定を事後的に公認する」という仕方ではなくしとなっておりますけれども、単に業者間協定を事後的に公認するということのみでいっているのではないのです。そのほかにやはり地方の賃金審議会あるいは中央賃金審議会の積極的な参加を受けるようなことになって

おりますから、ここは「仕方ではなく」というふうな言葉にしないで、何かもう少しやわらかい言葉で表現されたいと思います。

○滝田委員 どうしても日経連や商工会議所の意見と私どもの意見は対立する意見になつてしまふわけなんです。これは委員長、稻葉さんがお書きになつたわけですね。実は稻葉さんは中央賃金審議会の答申案を作成された御本人であるわけです。だから中央賃金審議会の出された答申案と同じ精神で書かれておると思うのです。そう違つたアイデアが入つておるとは考えられない。せつかくの御意見ですけれども、同じ人が両面にわたつて書かれておるのですから、私はこの原案をやはりそのまま生かしていただきたい。中小企業対策が必要だということについては私も同感です。だからといって、ところで一方賃金そのものに労働者の意見が全然入らないで決定されていじかどうが。賃金決定についての労使対等の原則をどうお考へになつていゝのか。これは使用者に一方的に決定されるものではない。賃金は幾らほしいんだという要求が賃金決定につ

いて制度的になつていなければ、最低賃金というものがほんとうの意味において、法的な拘束力を持つようにしても一方的な賃金決定の様式になつてしまふ。こういう点ですから、全国一律にすることについては、日本の産業構造の奥体からいふと時期尚早だとは私も思いますけれども、その点は最大限に認めるとしても、それで賃金決定そのものが労働者の参加なしにされていいとはいえない。従つて産業なり業種なり地域的なりに賃金を決定するいわゆる業者間協定は、法的な拘束力を持つ際には労働者の意見が反映する形において賃金が決定されなければならぬ。こういう点から、原案の起草委員が同一人であるという関連からも取り入れていただきたいと思ひます。

それから、ここへどこか一項入れていただきたい問題は、これは「潜在失業対策に関する決議」となつておりますが、一方、雇用審議会においては、失業対策、雇用対策について、労働時間をどうするかということがその第一項になつて出てきている。今度の答申案で雇用賃金部会における大きな骨組みになつ

ているのです。ここで情勢分析として、生産性は高まってきておるけれども、労働時間が非常に短かくて不安定な雇用と、片一方には長時間労働というものがあるから雇用問題がむずかしくなってきたおる。これだけの情勢分析をしていながら、労働時間については一言も触れていない。だから経済政策全体として経済企画庁の失業対策として、労働時間は短縮すべきである、国民全体の総労働力をどう按配したり雇用対策としていいのかということが前文に出ているのに、潜在失業者の項では労働時間に全く触れてないということでは、総合的な観点からいって不十分だと思えます。ここにはまだ分析は触れておりませんが、昭和二十六年から今日までに、製造工業の労働者の労働時間は約五%延びております。世界いずれの国においても生産性が高まり、技術が進歩しておるにもかかわらず、労働力があり余っておるのに労働時間が長くなつておるといふような国は日本だけだと私は記憶しております。私の認識に基く限り、いかなる国といえども、労働力と生産性の関係を見ると、労働時間が短縮され

ることによって完全雇用の素地を作り出していつている傾向にあるのです。こ  
こに労働時間の向題について一項入れていただきたいということ意見をとして  
出しておきたいと思ひます。

○賀川委員 この答申案を拜見いたしましたして、大体よくでき上つておると思ひます、  
しかし私は具体性に欠けていると思ふ。たとえば六ページの一番末尾の行に  
にもかゝらず彼らは完全に離農あるいは離村できずに、猫額大の土地にしば  
りつけられている。こうあるのですか、東畑さんが出された三十三年の農業年  
鑑には一昨年の離村が百十三万人、こんなに離村した人が一年間にあるのかと  
びっくりしちゃつた。それかり急に猫額大の農地を売られて、ここにも書いて  
ありますように、金持ちはほとんど金持ちになる。小作人は小作人であること  
をやめちやつて町へほとんど出ちやつ。離村どころじゃない、完全な離農です。  
十九世紀の終リイギリスの農業プロレタリアのよ様な完全離農です。今日本で  
は貧乏人の小作人は町へ出ちやつ、村の人々は、やや完全なる農地を持つてお

るもののほかは村を捨てる傾向が一昨年あたりから急激にふえておる。専内の  
の書物にそういうふうにあるのでこの文字が気になるのです。大体において  
は作文は非常によくできておるのだけれども、人口収容力のように具体性があ  
るものを一つここにお願いしたい。この前私は人口収容力のとキトクロレラの  
話をしたのですが、私は日本の山岳農業、樹木作物についても考えておる。日  
本では北海道などだいたい木を切るところかふえてきました。二千四百万町歩  
の土地、山をほうってあるのです。杉の木がおもになつておるのですが、私は  
切れる木を植えてほしいと思う。ちよつと脱線いたしますけれども、一月の十  
一日から私はマレー半島に行つてきたのです。實際向うは、汽車を作る人をシ  
ンガポールだけで三百人日本から雇用したいと要求している。また昨日私は福  
島の農村、澳村を回つて帰つてきたのですが、それはもうさんたる壊滅状  
態です。それは一つには農業が発達し過ぎたこともあると私は思います。これ  
についてももう少し考えてくれないと、日本の沿海漁業は壊滅します。また都



会から来て、とんど工場を建てるものですから、美しい農場を壊滅させている。人口収容力のお話の中で済まないけれども、農業協同組合、生命共済、住宅組合、保険組合が進歩してきまして、農村では二十億円の契約高、積立金が二百億円ありますが、それが中央金庫に一手に集まってしまつて、村の農地保護、農村住宅の方面に向つておられない。最近の部落解放の問題にしても、日本の六千部落三百万戸の貧農階級のいわゆる半失業、潜在失業者人々を救うためには、どうしても私は、山に樹木作物を作るなり、——あるいは六千の部落、三百万の人々の八割五分は、村を追いやられて家を持たない。生命共済なり住宅組合の積立金が二百億円もあるのに、それを中央金庫が實際握つてしまつて、雑さな。それをもう少しゆるめてほしいと思つたのです。村におつても使えるようにしてほしい。こういうような具体的なことをこの資料に、字句の修正だけでは私は満足しない。箇條書きでもいいから、もう少し具体的に書いてもらいたい。半失業者を収容するのに村の協同組合にこういうふうな副業的施設とか工場を

いて、せつかく今の政府当局もみんな大事なことだ、やるんだとおっしゃって  
いるんだから、この審議会としては人口問題解決の見地からの海外移民問題を  
考えてやってもらいたい、それをもしここでやられるならば陳述する機会を与  
えていただきたいと思っております。

それからさっきお願いした人口収容力に關する一昨年の答申について結末が  
どうなっておるかということですが、非常に重大な問題を含んでおりました  
から、政府としてもそう簡単に右から左へとやることはむずかしいとは了解し  
ております。あるいは問題があまりに広範に過ぎて、実施しようと思うけれど  
もなかなかうまく進展せず、各省に關連することでもあり、かたがたこういう  
事情もあるんだ、あるいはそのうち局部的に潜在失業者の問題を一つ取り上げ  
て、今度は末端の方から本幹に突入していこうというお考えであるかも知わから  
ぬし、そのらのことを聞かしていただくことは、皆さんがこの問題を審議なさ  
る上に非常に参考になるであろうと思ひます。それをよく心得ました上で話し

作るといったように。たとえばこの前に人口収容力の話をしたとき、政府は五千万円出すと言った。私はそれを監視しておるのですが、一つ飯沼先生、もう少し具体的に終リか方にでも書いておいてほしい。

○澤田委員　今の移民の問題につきましても、委員長のお話によると、この審議会としてもこの問題を重大視しているので、海外移住の問題を別個才二部会の方でやることになつておるとのことですか、ぜひそれはやつてもらいたい。この問題は、私は会長とも話したことがあるのですけれども、古い話ですよ。私の今日まで聞かされておるところでは、いろいろずいぶん考へているけれども、どうも審議進展しないような状況ではないかということをお私に思ふのです。委員長が今そういうようにやりますからとおっしゃる以上はほんとうにしっかりとつてもらいたい。あるいは内閣に海外移住審議会があり、外務省にも海外移住懇談会がありますし、民間の団体もいろいろやつておりました。この審議会が設置されておるといふことはダブる面もあるけれども、あらゆる面から突つ

合うことが必要ではないかと思うのです。

オ三には、できたこういうものを批判することはやさしい。しかし作る方の苦勞は、工藤委員長もなみなみならぬ御苦勞をなされたことはわかります。滝田さんのおっしゃったこともよくわかるが、これを決議案として出す以上はやはりもう少し簡潔にしていたいただきたいと思うのです。

○滝田委員 オ三部の「対策」というのは説明が要らぬと思うのです。

○澤田委員 工藤委員長の御苦心のほど、ごもつともよくわかります。滝田さんもそうやかましく言っておられるのではないのだと思います。私も初め読んであなたと大体同じ感想を持ちましたよ。確かにさつと重点に突入してほしいと思うのです。

○滝田委員 書いてあることは書いてあるんです。評論的ですが。けれども「対策」というところは具体案だけ書いていただきたい。十九ページ以下を整理していただきたい。

○諸井委員

「制度上」の話ですが、稲葉さんが中央貸金審議会の起草委員長として

三

おやりになりました。同じ稲葉さんが両方に使い分けられたのはどういふのか  
わかりませんが、事実上の措置ということになりますと、滝田さんのいろいろ  
御心配になることも含まれると思うのです。かえって範囲が広くなると思うの  
です。「制度上」ですと狭くなりました。このまま実施しますればかえって貸  
金争議が激化するばかりであります。これは稲葉さんに聞いていただきまして、  
なるべく幅広く……。

○寺尾部長代理

「事実上」という表現を当局がしてある。それをまたここで要求するのは

意味がない。ここで何か向うへ要求するとすれば、向うで考えていることをもつと徹底した  
形でやれと要求するのが、こういうところの使命じゃないのでしょうか。

言の機会かどこにも与えられていないというような、そんな片手落ちの最低賃金制度はあり得ないでしょう。ですから「事実上の措置」ということは何を意味するか、そういうことを制度化することが事実上の措置と考えておるのですから、稲葉さんは使い分けしたのじゃなくて、ここで具体的にうたったのは制度だと私は考えるのです。そして中小企業の内題については別の面において十介中央賃金審議会の答申案の今度の要綱の中に盛り込まれておりますから、日経連筋でそう御心算になることもないと思っております。

それから、繰り返し言いますが、労働時間と雇用との関係は切り離して考えられません。現在の新しい国柄として。

もう一つ、私がおかしいと思うのは、最低賃金制度の最も必要な産業分野は、雇業者の組織の最も貧弱なところであるから雇業者の面だけをうたっていますけれども、同時にこういった方面は企業者の部面も一番貧弱なところなんです。最低賃金制のきめ方いかんではそういう企業がつぶれちゃうかもしれないということなんです。その点はここでは触れていないのですけれども、それは両方いつてもいいのではないかと思うのです。

○滝田委員　それは最低賃金で一番苦勞したところでよくわかっているのですが、業者間協定をきめる際に、これが最低賃金であると政府が命令を出す際には異議の申し立てをすることもできるし、それから、それを申請するかしないかも業者の意見による。それだけの保護的な措置がとられているのに、労働者の発

○寺尾部長代理　それはどうでしょう。最低賃金制というものは労働時間とのにら

み合せて定められるのでしよう。

○滝田委員　現在の基準法で労働時間四十八時間で残業時間これこれと定められてい  
るけれども、四十八時間そのものか審議の対象になったのです。そういう点に  
ついては労働時間全体を現在一カ月の労働時間は約百九十五時間から二百時間  
こういうように一人の労働者に対して一カ月の労働時間を課しておいて、潜在  
失業者を六、七百万も出すというようなこと、それで失業対策事業に百万の子  
算を組んで四人か五人しか雇用しておりません。それが二年とか三年とか勤続  
できるような固定化した労働になればもつと効率的な労働時間が制度化されな  
ければならぬ、こういう議論をした結果雇用審議会で現在の労働時間は短縮し  
なければならぬという結論を出した。ここでも情勢分析の方で労働時間に触れ  
ていないならいいが、これだけ分析しながら十九ページ以後の第三部の対策の  
内容というところには答えが出ていない。竹け竹け、長く竹けと言つて、片一方



に失業者を抱えてそれを所得の税金で能率の悪い失業対策をやれ<sup>四</sup>ということとは、  
一体、全体の能率でマイナスじゃないか、国家的な見地からそう言える。労働  
者が短かく働くことは仕事しないという意味じゃない、言っていることは……。

○工藤委員 最低賃金の問題は非常にむずかしいから順を追って漸次これを實現して  
いくほかはないだろう、それで前に「望ましい」と書いて最後に「制度上の考  
慮が払われることが望ましい。」と書いて強い表現にはなっていないのです。

○沢田委員 今の最低賃金の問題はよくわからないから質問するだけの能力もありませんので沈黙しておりましたけれども、とにかく今工藤さんも全面的にはつと  
やるといふことじゃないように書いておられるのだからこれでいいのじゃない  
かと思うのですが、ただ問題がわからぬから聞くのです。最低賃金制度を確立  
する趣旨は潜在失業者をなくするためのものだと言われたが、これをやるのかえ  
つて失業者をふやすということはないものでしょうか。

○竜田委員 一年間の実績で、初め業者間協定という協定賃金をきめることには使用

者はほとんと反対だ、日経連、商工会議所の経営者の方たちは反対だった。そういう賃金を払うと中小企業はつぶれるという意見が強かった。にもかかわらず去年一月の次官通牒を出して業者間協定を方々でやった。東京でも静岡でも鳥取、あるいは四国というように全国各地でやってみますと、いろいろな業種において、たとえばくつ屋さん、カバン屋さん、家具屋さん、絹、人絹、あるいはカン諾工場でそういうことをやったのです。そうすると今までより賃金を一割、二割上げてもお互いに協定した方が経営が安定するという結論が出たのです。つぶれるより健全化していく、マイナスの面よりプラスの面が多く出たので、これは悪くないわいという感じが業者間に出てきたことが最低賃金を定める一つの動機になつてきているわけです。具体的な例をあげますと、賃金をいつも押えていくというやり方がほんとうにいいかどうか非常に大きな問題です。私は繊維に関係してありますから繊維で具体的に例をあげますが、今、絹人絹が不況だ不況だと言っておりますが、去年一年間過当競争でやったために

日本の輸出において約九十億くらい業者が損しております。ただ競争だけ敷しくやむからです。そういう過当競争というのはいつも賃金のでこぼこのことから起きてきている。それで賃金格差がだんだん敷しくなつてきておりますし、貧富がだんだん敷しくなつてくる。例をあげると五百人以上のといところと三十人以下の事業場とでは賃金は半分以上になる。それだけ開いてきている。日とともにだんだん開いていく。経営者側として待つてくれと言うのです。日本の産業構造がでこぼこだから三年ないし五年待つてもらいたいと言うのです。二年、三年、五年待つて中小企業と大きい企業との格差がなくなるとか短かくなればまた理由があるか、そうではなしに一年ごとに開いてくるのですから、一日も早くてこ入れしないと中小企業の方が悪くなる。

最低賃金は中小企業をつぶすような法案ではなしに健全な経営に置きかえていく法案である。そういうことで世界の四十カ国で最低賃金制がとられているのですけれども、その実例から見ても経営者だけの考え方で賃金をさめるのでは

なしに、労働者の意見を聞いてきめるというやり方が各国のやり方になつてい  
る。だから経営者の頭を切りかえないことには困る。払うと損するんだ損する  
んだという考え方が先行しているか、実際の例は決してそうじゃないのです。  
最低賃金がきまつたために企業がつぶれたという例を私は聞きたい。

よほど経営者が無能かでたためな経営をやっておればそうかもしれないが、そ  
こに三者の構成できめた賃金によつてその企業がつぶれたという例は業者同協  
定にも各国の例にもないと思う。

○ 沢田委員 同時になまけ者を作り出しはせぬか。

○ 滝田委員 なまけ者を作り出すかどうかという議論は社会保障制度の問題とも  
私は日本人の勤勉さからいって、ごこの国に出しても日本の労働者は勤勉さか  
劣るとは考えられない。

○ 田辺委員代理 従来の決議は、たとえば新長期五ヶ年計画でござりますね、これには  
十分取り入れております。つまりそういう決議の問題意識なり方向、大綱は十

分取り入収てあります。それからこれに関連して人口問題審議会の審議なんです。ほかにもたとえば最低賃金の問題は中央賃金審議会がありますし、海外移住の問題ならその審議会もあるし、他のたくさん審議会がありますから、それと同じことを審議しても意味ありませんから、やはり問題意識なり方向なり大綱を読んでいただくことかいいじやないか、そうしないとお互いに利害関係にあることになる。ほかの審議会においてのてんやわんやの舞をやりませんから、今日私たちが出しましたのは、むしろこういう現状の分析をして共通した問題意識を持って国民なり政府を啓蒙するということであつて、やはり対策の内容はそれでこの審議会があるからそれをプッシュしたり同じ問題意識を与えたり出したり方向を与えたりというふうなものと大局的な立場の御審議が必要ではないかというところを感じて作業を続けたわけでございます。

○工藤委員 時間の問題は対策のところは一項としては出ていないのですか、正常なる雇用ということにあなたが御心配になつていらっしゃる時間の問題はその時にはその

時には意識はしてあつたのです。前にも書いてあるように四十八時間制の労働はたんたん減つている。パート・タイムの労働者はふえております。それから企業によつて時間が長い、そこに依つている人の希望によつてやつていゝところもあります。そういう不自然な形を改めて正常な雇用に持つていく、そうすると時間の問題もここに含まれて一日八時間なり八時間に持つていく、こういうことになるのじやないか。

○寺尾部長代理 滝田さんのおつしやることはそういうことと違つて、全般的な傾向として次第次第に労働時間を短縮していくのかノーマルなプロセスだこういううお考えなんでしょう。

○滝田委員 基準法の四十八時間も再検討すべきだと考えますけれども、その事前の措置も必要なんです。現在賃金の約二割は残業賃金、その残業賃金を正常な形に一ペンキエックしないと潜在失業者がたんたんふえてくるという形です。二  
段構えで……。

○工藤委員　そうなるど現在仕いている人が残業賃金をもらえな<sup>哭</sup>いたために賃金が減る  
というような問題もたいぶ起つてくる。なかなか一挙に持つていくことはむす  
かしいのですから――。

○滝田委員　賃金が安いから残業するのですよ。

○工藤委員　労働時間を短縮することも結構ですが、あまり極端になると、  
アメリカあたりの労働者を聞いてみると、休みが多過ぎて小づかいが要つて困  
る。それから去年の秋頃労働者組合から労働時間を短縮しろという意見を出さ  
れましたが、反響が悪い。現在の四十時間をさらに三十三時間にしなければな  
らぬという意見は行き過ぎたという意見が多かつた。その国の経済構造に合わ  
せた正常な時間にするという考え方でないと、それに歩調を合せるといふ考え  
方でないと行き過ぎが出てくる。

それから實川先生からもうと具体的に書いてもらいたいというお話がありま  
した。その点ごもつともなんで、こういう審議会の答申はそうあるべきです。

しかし一面考えてみますと、具体的な問題を網羅して書くということとはなかなかむずかしい。あとで攻毒を受けて、こういう問題がある、こういう問題がある、ということでは結局抽象的な結論になります。さつき厚生省からもお話がありましたように方向という方向のようなものを示しまして、実施するということ時に具体的な問題を考えよう、こういう考え方でありますから御了私願いたします。

○寺尾部長代理 労働省の方に今の問題について御意見等を伺っておきますよう。

○有馬幹事代理 私労働省の所管は違いますが職業安定局の者であります。労働基準局の係の方は参っておりません。雇用審議会から答申がありました超過労働時間の短縮の問題だと思います。不当に長い超過労働時間の問題につきましても雇用審議会からも雇用健全化の見地その他雇用の改善、労働者の福祉という観点から見地から非常に結構ではないかというような答申も出ておりますし、労働省としても基本的にはその様につきましてもは雇用審議会の答申を得て同調といえますかおおむね適当な考え方だと思っております。ただそういう問題を誰れ



まして、一般に労働時間をこれ以上短縮することが雇用問題、労働の福祉問題、<sup>四六</sup>その他の面からいつて是か非かというような問題につきましても、いろいろ具体的な労働、企業の問題、それから条件の問題におきまして問題がありますので、これを一かいたどうということは労働者としてまた結論を下し得る段階に達しておられない。先程申し上げましたように雇用審議会から出ております不当に長い超過労働時間、たとえば三十六条協定を結んではいても別に不当に長いけれども、一般的にたとえば現在の労働時間を一律にどうするということのような問題につきましてもいろいろ具体的な条件その他の問題がございますので、労働者の立場においてこれが良いか悪いかということはこの際申し上げることは差し控えておきたい、こういうふうに存じております。ただ私おくれで参りましたので論議の過程を存じておりませんから……。

○寺尾部長代理　ここで論議しているのは雇用の拡大という意味から問題を論じて

いるので、すから多岐立場は違ふわけです。やはり同じ労働量があつた場合にそれを何人でやるか、十人でやるか二十人でやるか、これは労働時間の問題にすぎん関係があるわけですから、さつき滝田さんのおつしやつたように前のところに時間の問題が出てゐるのにあとに出てゐないのはちよつとおかしいように思ふんです。これもこれもどうせ詳しくは出てゐるわけじやないのですから、例えはさつき言つたような重要な移民の問題ですらも二、三字しか出てゐないので、すから、非常に長い文字は要らぬと思ふのですか、やはりそういう問題があるか、ということは書いていただくことかいいでしょう。

○ 濱川委員　私は滝田君の意見に賛成なんです。イギリスは御承知の通り土曜、日曜休んで労働時間は一日七時間にしてゐる。潜在失業者に仕事を与えようかとやつてゐる。日本では国民がこれほど勤勉であればやれるでしょうか、日本には日本の習慣があつて油を売らうとなくせがあるのですから、労働を時間的に分配するやうなつもりで、それを直して行くやうにしてでもはつきりと――も

しもこの国会に出るならばはつきり書いておいたらいい。一行五。でも半行でもいい。

○寺尾部会長代理　いかかでしょうが、先程からいろいろ御意見が出ましたけれども、先程永井会長から御説明がありました通り、この決議案は非常に短かい期間内にまとめるなければならぬ、何か十七日までという非常に限られた時間なんで、改めてここで文章を書き直すということとはとても時間がないらしい。従って特に訂正を要するところをもう一ぺんハッキリおっしゃつていたいて、ごきれは会長と起草委員長と副会長、そういつた方々に訂正をおまかせ願えないか……。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○有馬幹事代理　基本的には結構ですが、ちよつと表現の問題で数点ほど訂正していただきたいと思う点がござりまするので、これはやはり今申し上げておいた方がよろしいと思うのですかそんなものでしょうか。

○寺尾部会長代理　どうぞ。

○有馬幹事代理　それでは具体的に申し上げます。

まず一ページの十二行目から二ページの三行目にかけて「レ」かしながら主として工業部門に吸収された労働力も、云々とありまして「不完全就業層の肥大」という形で行われている」という表現がございますけれども、一面こういう見方もあるのでありますか、事実から見ますと不完全就業層をこういう形で与えられるかという点になんと議論があります。

たとえば所得の問題、就業意識の問題その他の問題から見ましても、この同の経済拡大によつて不完全就業層を解消するに至らなかつたという表現にしているだけだと、不完全就業が果して肥大したかという点をとつてみましても、例えば労働白書等をとつてみましても、就業意識の問題、転業や就業希望というふうな表をとつてみれば、そう著しく減つてはいないか若干減つていっているというふうな数字も出ておりますので、肥大という数字そのものはふえていっているというふうに事実を誤解されるおそれもありますから、この点は修正をお願いし

た方がいいのではないか。経済の拡大によつても不完全就業層を解消するには  
至らなかつたという趣旨でお書き直しを願いたいわけでありませう。

次に二ページの八行目から十行目のごさいますけれども、「現に昭和三二年  
一二月一七日に発表された新長期経済計画においても、」とありまして「雇用  
状況はより悪化するであらうとわれわれは考えざるを得ない。」というふうに  
ごさいますけれども、これは長期経済計画の真相につきましてやはり誤解を承  
えぬおそれもありますので、この書いてある趣旨はわかるのですか。要するに  
新長期経済計画の目標とする不完全就業層の吸収のためには同計画の予定する  
経済成長率のもとにおいては格段の努力を必要とするというふうな趣旨に書い  
ていたたかないとちよつと誤解すると思ひます。長期全済計画につきましては  
要するに学識経験者の方によつてできました一応六・五％というのは潜在失業  
解消の点からいへば安財としてはおめられないという点かあるのですが、国際収  
支の兼ね合いにおいてああいうことを決定され、しかもそれを補充すべき最低

賃金制そのほかの施策も打ち出されておりますので、やはり趣旨を誤解させないためには格段の努力を必要とする、六五%だけでは安閑としてはいられない、こういうように表現を度えていたたか適切しやないかと思ひます。

次に三ページの十一行目から十四行目にかけて「したがってこのような潜在失業は」云々とありまして「真剣な政策の対象として取り上げられることかにかつたといつてよい」というのがございすけれども、これもいまいちの見方はあると思ひますが、これはちよつと政府の言い訳的にとられるかもしれませんけれども、潜在失業問題の重要性の認識は政府としては従来あつたわけでございす。ただその解決が非常に困難で、政策推進の組織的努力が今日されなかつたというような趣旨に変えていたたきたい、かように存するわけであります。この表現にいたしますと、普通のこととして見逃してあり、むしろこれに触れない方が政治的にも行政的にも賢明とされ真陰な政策の対象として取り上げられたことかかなかつたというのかございすか、これは解説としては非常にいいと思ひ

ますが、やはり人口回覧審議会の表現としてはちよつときりつくと申しますが、この趣旨は確かにあるのでわれわれ耳痛いと云ふのもあるものであります。その辺をもう少し円満に、認識はあつたが問題が非常に困難なので手のつけようがなかつたというように表現をきうつかせないように直してもらいたい。

それから第一現状の分析のところでございますが、八ページ十二行目から十三行目にかけて「週三十五時間ないし四十八時間というもつとも正常な形の就業者は年毎に減つており」とございますけれども、これは若干停滯的傾向にはありますが、減少傾向にはございませぬので、ほかの長時間や短時間との相対的な比率という点からはよいのでございませぬか、これで見ると絶対数が三十八から四十の一番いいところの数がだんだん減つてきていくというふうに誤解されます。実際の数を見ますと、二十六年が千百四十七万に對しまして三十二年は千百五十四万、三十三年十一月は千百十三万、伸び悩んでいるという表現は當つております。それから長時間、短時間が割合ふえております。伸び

悩んでいるという表現は当つていると思ひますが、「年毎に減つており」という表現は絶対数として事実相違いたしますのでこの矣は御訂正を願ひたい。

次に十三ページの一行目から三行目でござりますが、「もし又、ニ。オ以上の成人雇用者についても」とありまして、「計三百三十五万、全雇用者の一四%にも達し」とありますが、これにつきまして表現をもう少し適切にしていただければありかたいと存するわけでありませう。「潜在失業者と考へる」というのがございますが、ほかのところとの関係からいつて月六千円未満だけを潜在失業的と考へるといふことはちよつと大胆卒直に過ぎると思ひます。たとえば所得が少くても所得が少いだけをもつて潜在失業的失業者と考へるといふ表現につきましては取つていただくかほかの表現にしていただく方がよいのではないかと存するわけでありませう。

次に二部の対策の方向でござりますが、十三ページ十一行目から十四行目にかけてまして「従来の過剩人口対策が」とありまして、「これを潜在化せうとす



る方向かうちたされた」というのかわりますか、確かに昔はこういう点があつたかもしれないと思ひますか、終戦直後におきましては経済の混乱期におきましてやむを得ざる手段として帰農政策をとりました点があります。この点からいへば正しいと思ひますか、新長期経済計画においては産業の拡大による過剰労働力の吸収を基調としてゐるということでありまして、むしろ就業者の絶対増ということより家族従事者等を大中に域らしまして雇用者を年々八十三万ふやしていくということになつておりますので、確かに古い終戦当時のことにつぎましてはこの通りでございますが、新長期経済計画等も勘案しましてどこまでさびしくいつていたかなくてもよろしいのじやないかと考へるのであります。次に十四ページ三行目から五行目でございませうが、「その結果は経済政策上の焦点がつかみにくく、失業対策は経済外的な救済政策的な方向をとつたり、場合によつては老安対策的な傾向をおひざるを得なかつた。」とあります。救済政策的なものは確かにあつたと思ひますか、われわれ政府当局から言つ

はちよつとおかしいのでありますが、若安政策的というものは少くとも終戦後においてには民主的憲法のもとにおいてなかつたという信念のもとにおいてやつておりますので、これは解説としてはいいのでありますが、やはり一応救済政策的な要素をも包含していたという表現にしていただきたいと存するのであります。われわれ政府内部でありますので、自分で否定するものもどうかと思ひますが、救済政策的要素という程度にはかしていただきたいのでございます。

次に第三部の対策の内容でございますが、二十四ページの「財政措置」と国内体制の整備」という内容に「行政機関相互の緊密な連繫」というのがあります。これはわれわれとしても非常に結構で労働省としても是非やつていただきたいと思ふわけでありませう。これについては更に一步を進めて潜在失業対策を含めた雇用政策すべての推進を目的とする独自の機関の整備を必要とする、その程度まで強く言っていたたかないと、今日お集りの方々は別として一般的にまた認識が足りぬと思ひますので、もう少し強かたうたつていただきたいと存じます。

す。

次に最後に産業教育とかいろいろ言われておりますけれども、これも或田引水みたいなことごとくかと思ひますか、労働省においても職業訓練制度ということ、今回通常国会にも法案の提出を用意しまして、従来の技能者養成、職業補導、そういうものを打つて一丸としてやっておりますので、こういう点も相当効果が期待されると思ひますので、産業教育とか教育制度の刷新とともに職業訓練制度の整備拡充について強調していただきたい。かように存するのであります。

以上おかれて参りました失礼なことはかり申し上げましたが、労働省としてはできますならば以上のように表現を訂正していただければありがたいと存するのであります。

○寺尾部長代理　今の教育制度の問題ですが、私も学校の教員の一人で経済学部の教師としてこの問題には特別の関心を持つております。やはりこれも人口の増加の問題の中でもっと慎重に取り扱われてしかるべきものだと考えております。

私自身最近教育の経済学という妙な本を書いたりして教育というものを正歪経済的な面から再検討する必要があるたろうと考えております。ここではたった半行にしか書いてありませんけれども、この重要性は十分認識しておるつもりですから、第二部で取り上げて見たいと思います。

○鹿田委夏　今労竹者の言われたニページの不完全就業者の肥大ということとはよくないということですが、労竹者の立場としては統計的にはつきりつかみにくいかもしれません。一般的に認識していることはそんなことです。数字を押える時点にもよります。去半夏ころまでよかつたが、九月以降急激に悪くなつてきている。今あなたはそんなに悪くならないという見通しを経済成長率に関連して言われたが、最近の特徴は経済成長率必ずしも雇用の安定を意味していないのですよ。技術の革新時代に、各産業ともオートメーション化していく段階において経済が成長したからといって必ずしも雇を増大していくということにはなっていない。だから悪化するであらう。あるいは不完全就業層の肥大という二

とは国民一般の認識で、産業人としてもそう思っている。労<sup>大</sup>働者としては遠慮  
しないで出す方がむしろ実態にも合っている。

○有馬幹事代理 滝田先生のお言葉でございませうか。潜在失業問題の警鐘を乱打した  
のは人口問題審議会もありましたか。完全失業者の数の増減に一喜一憂してい  
たのは労働省です。日本の労働問題は不完全就業にあつたということを感じに  
きて、政府としては大胆過ぎるほと言っていたのは私とちたつたのです。  
滝田先生の言われたのは短期的に見れば経済が鈍化すれば不完全就業が若干ふ  
える、来年度の年次計画におさましても雇用がむしろ鈍化するときは家族従業者  
がある程度ふくらむ、そういう中には不完全就業もあるということに認めてい  
るわけです。認めておりますが、ここで言うのは長期的な五年ないし六年の見  
通しを言っているのだと思うのです。これについては転業、就業希望数字をと  
つてみましても、去年の三月では二百六十五万で前年三月の労働力調査の数字  
に比べれば減っている。いろいろとりえ方はあると思うのですが、そういうこ

とで肥大というのは減つていまいという程度ならいいか、肥大というのは何か  
危機がくるんじゃないかという誤まつた印象を手えるおそれもありますので、  
そういう点を直していただきたいと思つたのです。

○ 滝田委員 国民的な感じとしてはこの心配を以し強めて表現するくらいにして決し  
て行き過ぎさせない。

○ 有馬幹事代理 もつとも私も私どもは官吏でありまして意見を申し上げるだけであとは  
先生方の方で……。

○ 滝田委員 これが一番大事なことは、これを出して政府与党にとれだけ反映するか  
二この討議よりもそれが重要です。私はずつと厚生省関係、社会保障関係を見  
ておつて、答申案を作つて発表するまでは一生懸命であるがそれで終りになつ  
ている。政府の政策なり与党の人たちをどう啓蒙するかということについては  
ほとんど継続的にやられていないのか実態ではないかと思ひます。これくらい  
一字一句討議するくらいなら答申案を政府にとれだけやらせるかということに

重点を置かなければならぬ。それが出さなくても同じような状態で実際の政治は動いているその方をもう少し議論すべきで総会でやるべきだと思う。

だから、労働省から言われても厚生省から言われてもそう私は反対しませんけれども、こういう心配事は政府に対して強く言つて政党内警告を与えなかりにやらなければならぬ。それでなおかつやらぬのですからよかろうと思うのです。

○寺尾部長代理 今の問題に関連してさつき沢田先生から御要望がありました矣。

この前の決議が一体どういうふうに取り扱われたかということは今度恐れ入りますが会長から御報告願えれば……どうも出しはなしてどうなつたかわからないので心細いから……

○黒木企画室長 これは大いに経済企画庁が認識を改めている。今まで経済の成長だけを考へておつた。何のための経済計画かということが実はうたつてなかつた。それを雇用とか民生安定とか社会保障を打ち出してそういう項目を置いてきた。

しかも最低賃金もここまできたので相当啓蒙はされてきたのです。

○寺尾部会長代理 第一回の決議案は家族計画に関するものであつたのですが、あれ

は確かにいろいろな形で取り上げられた。形の上でわかつたのです。第二は純  
粋の人口向還といえるかどうかわかりませんが、それからとも思いますがどう

も……

○滝田委員 経済閣僚会議は前には労働大臣が入つてなかつた。そんなやり方をし

ておつてた産業の規模の大きくなることや生産量の増大ばかりに重きを置  
いておつて社会政策は全然経済政策と離れておつた。閣議の運営自体に誤まり  
を犯しているくらいですから、新聞発表用になつてしまつてゐる。今後の容申  
にはもう少し事後措置について嚴重にやめさせるように考えしてもらいたい。

○寺尾部会長代理 そうすると工藤先生が起草委員長の立場からただいま拝聴した

ことを基礎にもう一ぺん検討して修正する又は修正するようにおまかせ願

ますか。

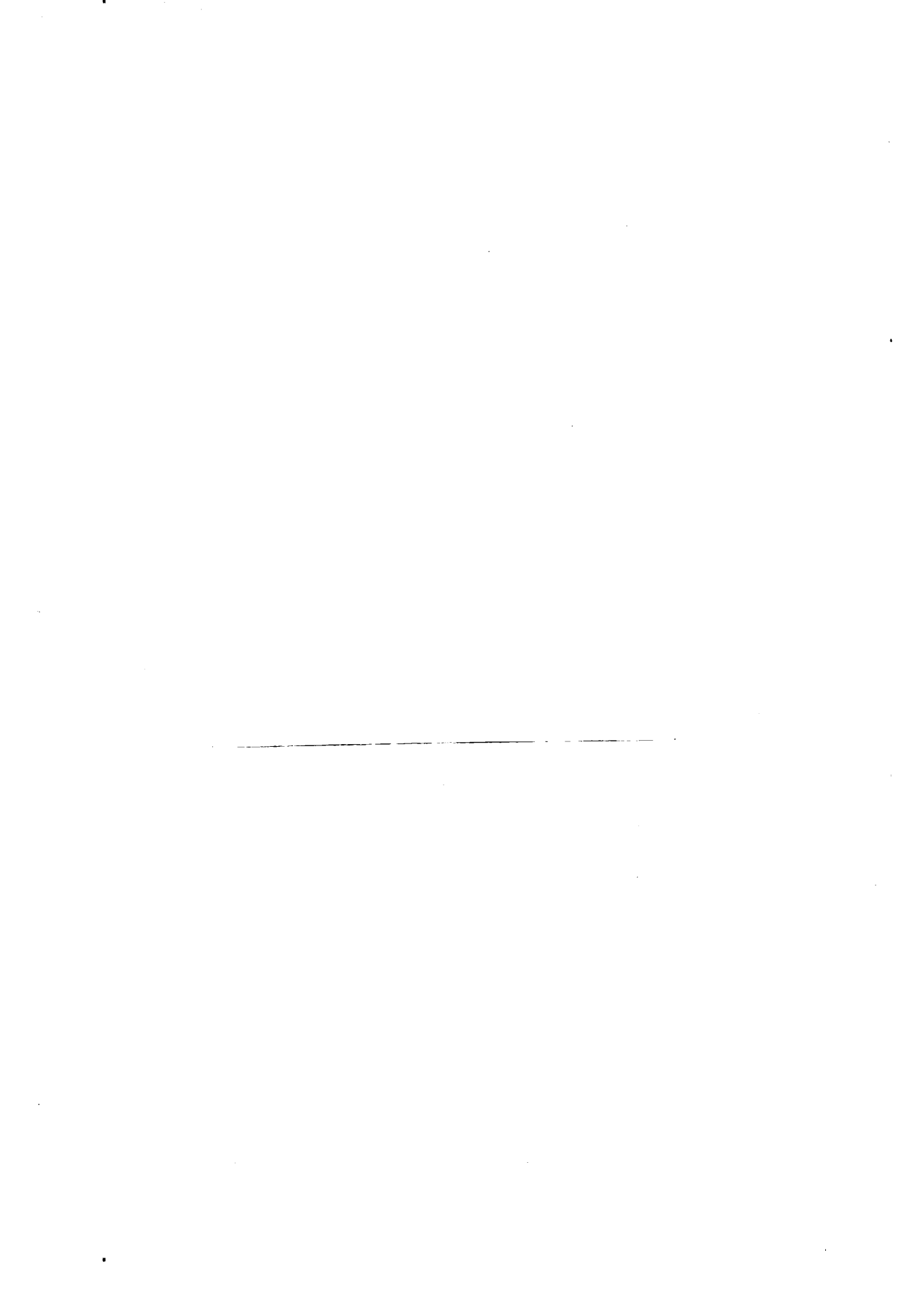


〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○寺尾部長代理 ではそのように決定いたしました。

今日の議題はこれで一応終了しました。どうもありがとうございました。

午後二時三十分散会



国立社会保障・人口問題研究所



1 0 3 8 2 5